

令和7年第4回鬼北町議会定例会

令和7年12月12日（金曜日）

○議事日程

令和7年12月12日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第67号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第68号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第69号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第70号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第71号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第74号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第75号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第76号 令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第77号 令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第78号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第15 議案第79号 令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第80号 令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第81号 令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 同意第7号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第8号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第21 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第22 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第3 議案第67号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第68号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第69号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第70号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第71号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 73 号 鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 10 議案第 74 号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者
の指定について
- 日程第 11 議案第 75 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 12 議案第 76 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）について
- 日程第 13 議案第 77 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 78 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 15 議案第 79 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 日程第 16 議案第 80 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 17 議案第 81 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- 日程第 18 同意第 7 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19 同意第 8 号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第 20 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 21 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 22 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 23 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 長 尾 慶 太 | 2 番 入 田 伸 介 |
| 3 番 大 川 正 展 | 4 番 今 城 喜久生 |
| 5 番 兵 頭 稔 | 6 番 中 山 定 則 |

7番 末 廣 啓
9番 程 内 覺
11番 山 本 博 士

8番 井 上 博
10番 松 浦 司
12番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 松 本 幸 男
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 山 本 雄 大
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 補 佐 毛 利 竜 一 郎
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	建 設 課 長 佐 子 司
水 道 課 長 補 佐 近 藤 裕 昭	日 吉 支 所 長 山 本 万 里
会 計 管 理 者 稲 屋 浩 明	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
監 査 委 員 田 中 清 志	

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しました別紙議事日程のとおりです。このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番 井上 博議員、9番 程内 覺議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

令和7年時人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第67号、鬼北町条例第25号、鬼北町町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は27ページになります。

今回の改正は、令和7年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、期末手当を100分の5引き上げるものでございます。

なお、昨日お配りしております新旧対照表がございますので、そちらを御覧ください。新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条の改正は、期末手当、第6条について、第2項中、傍線で示します、現行100分の172.5を、右側改正後、100分の177.5とするもので、令和7年12月の支給割合を改正するものでございます。

次に、新旧対照表2ページを御覧ください。

第2条の改正につきましては、第6条の期末手当について、第2項中傍線で示します、現行100分の177.5を、100分の175とするもので、令和8年から、6月と12月の支給割合を同率に改定するものでございます。

議案書27ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、第1条による改定後の規定は、令和7年12月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（今城喜久生君）

ちょっと教えてください。1条と2条とあるんですけども、いずれも、期末手当の操作になるようですが、この用紙を見ると、100分の177.5、5アップして、その次のときに、マイナス2.5ダウンするということになるんですかね。お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

ただいまの御質問ですが、第1条のほうがですね、7年の12月1日から適用とい

うことで、7年の12月の期末手当を0.5か月分引き上げます。で、第2条につきましては、8年度からのものをごさいますて、8年度は、6月、12月と2回ありますので、それを0.25か月分ずつ引き上げるというようなものをごさいます。

7年度は、もう既に6月は支給されておりますので、12月だけで0.5上げる。8年度は6月と12月、0.25ずつ上げるというものをごさいます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

はい。ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

令和7年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第68号、鬼北町条例第26号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は29ページになります。

今回の改正は、令和7年度人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について、期末手当を100分の5引き上げるものがございます。こちらにつきましても新旧対照表、昨日お配りしております新旧対照表で御説明いたします。

先ほどの67号と同様の内容となるものでありますが、新旧対照表の1ページを御覧ください。まず第1条の改正は、期末手当につきまして、傍線で示します100分の172.5を、100分の177.5に改正するもので、令和7年12月の支給割合を改正するものであります。

新旧対照表の2ページにまいりまして、同じく期末手当、現行の100分の177.5を100分の175とするもので、令和8年度から6月と12月の支給割合を同率に改定するものであります。

議案書29ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項経過措置、第1条による改正後の規定は、令和7年12月1日から適用する。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第68号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

令和7年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第69号、鬼北町条例第27号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は31ページ以降となります。

今回の改正につきましては、令和7年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び給料月額等を引き上げるものでございます。

これにつきましても、昨日お配りしております新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず第9条、通勤手当についてですが、改定に準じまして、使用距離片道20キロメートル以上の各距離区分の通勤手当の額を改正するものでございます。それぞれ新旧対照表の改正後の数値に改正するものでございます。

それから、新旧対照表の3ページ、第18条の2、初任給調整手当につきましては、医療職に新たに採用された職員に係る当該手当の限度額について、現行、傍線であります、41万6,600円を右側の41万7,600円と改定するものであります。

次に、その下、期末手当、第19条につきまして、第2項の正規の職員につきまして傍線で示します100分の125を、右側100分の127.5とし、第3項、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、傍線で示します100分の70を、100分の72.5とするものであります。

それから、3ページの下ほどから4ページにわたりまして勤勉手当となっております。

4ページになりますけれども、傍線で示します100分の5を右側の100分の7.5に改正し、また、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員につきましては、傍線で示します、現行100分の50を100分の52.5へ引き上げるものであります。

4ページ以降に給料表が出ております。別表1が行政職給料表、別表2が医療職並びに別表3医療職給料表(二)の給料月額をそれぞれ改正するものでありまして、若年層に重点を置きつつ、その他の職員につきましても、昨年を上回る改正となっております。

給料表が21ページまでずっと続いておりまして、次、22ページをお開きください。

ここから2条となりますが、2条の改正は、今回の期末手当、勤勉手当の引上げ率を適用し、令和8年から6月と12月の支給月数を同率に改定するものであります。

19条の期末手当につきましては傍線で示します100分の127.5を、改正後126.25とし、第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、傍線で示しております100分の72.5を100分の71.25とするものであります。

それから、22ページの後半から23ページにわたりまして、勤勉手当、こちらについても同様となりますが、23ページのほうに傍線が入っておりますけれども、現行の100分の107.5を、右側改正後100分の106.25とし、第2号の再任用短時間勤務職員につきましては、100分の52.5を100分の51.25とするものでございます。

新旧対照表の説明を終わりました、議案書42ページの方へお戻りください。

下段、附則、第1項施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の鬼北町職員の給与に関する条例第9条第2項通勤手当、それから第18条の2第1項、初任給調整手当及び別表第一から別表第三給料表までの規定は、令和7年4月1日から、改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定は、同年の12月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

令和7年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第70号、鬼北町条例第28号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書のほうは43ページからになります。

今回の改正は、令和7年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものであります。こちらにつきましても新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第1条の改正は附則の傍線で示しております、100分の125を右側、100分の127.5に改めるもので、準用する正規職員の12月期に支給する期末手当の支給割合について改正があったため、所要の改正を行うものであります。

1ページの下段から6ページまでについては、別表1で規定しております行政職給料表の給料月額を改定するものであります。

新旧対照表7ページを御覧ください。

第2条となりますが、第2条附則中の100分の127.5を100分の126.25に改正するもので、こちらも準用します、正規職員の期末手当の支給割合について改正があったため所要の改正をするものであります。

議案書47ページにお戻りください。

下段、附則となります。附則の第2項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。すみません、先ほど第2項と言いましたが、第1項ですね。次、第2項、第1条の規定による改正後の鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第70号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第71号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第71号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁、関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(山本雄大君)

それでは、鬼北町条例第29号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書49ページをお開きください。

今回の改正につきましては、内閣府令の施行によるもので、改正点について御説明させていただきます。先にお配りしております新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらを御覧ください。左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

第12条は、被措置児童等虐待にあたる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同条の規定を引用する場合には、第33条の10第1項と表記する必要があるため、改正するものであります。

第17条第2項は、本条第1項に定める健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正で、従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに、乳幼児に対する母子保健法に基づく健康診査が行われた場合を追加するものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書49ページを御覧ください。

附則について説明いたします。附則、この条例は、公布の日から施行するとのことです。

以上で、鬼北町条例第29号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第72号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第72号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁、関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(山本雄大君)

それでは、鬼北町条例第30号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書51ページをお開きください。

今回の改正につきましては、条立てで行っており、内閣府令の施行によるもので、主な改正点について御説明させていただきます。先にお配りしております新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1ページを御覧ください。

第1条は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。第15条第1項第1号は、認定こども園法の略称の及ぶ範囲を、以下、この号及び次号に限定して定めていましたが、今回改正する第25条

においても、認定こども園法を引用することから、当該略称の及ぶ範囲を以下に改めるものであります。

2 ページを御覧ください。

第25条は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同条の規定を引用する場合には、第33条の10第1項と表記する必要があるため改正するものであります。

続いて第2条は、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

3 ページを御覧ください。

第12条は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同条の規定を引用する場合には、第33条の10第1項と表記する必要があるため、改正するものであります。新旧対照表での説明は以上です。

議案書51ページを御覧ください。

附則について説明いたします。附則、この条例は、公布の日から施行するとのことです。

以上で、鬼北町条例第30号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号、鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第73号、鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

学校施設開放時における広見中学校体育館の冷暖房施設使用開始に伴い、条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育課長(佐々木健次君)

それでは、議案第73号、鬼北町条例第31号、鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

議案書の53ページをお開きください。

広見中学校体育館の冷暖房施設につきまして、学校施設開放時の使用を開始することとし、それに合わせて使用料等の規定を改正するものです。説明につきましては、別紙の新旧対照表で行いますので、新旧対照表を御覧ください。

まず、第4条第2号につきましては、用語の整理として、現行の屋内運動場を体育館に改めるものです。

次に、第5条についてですが、これまで照明使用料を別表に規定しておりましたが、今回の改正により別表を削り、第5条の中に照明使用料及び冷暖房使用料の額を直接規定する形に改めるものです。

具体的には、第5条第1項第1号において、照明使用料を定めておりますが、金額につきましては、いずれも1時間につき300円とし、現行からの金額の変更はござ

いません。ただし、広見中学校体育館につきましては、現状に合わせて区分を変更いたしております。

裏面の2ページに移りまして、同項第2号において、今回、新たに冷暖房使用料を定めております。これは、広見中学校体育館に係るものであり、1時間当たりの使用料を、アリーナ、バレーボールコート1面相当については1,000円、卓球場については500円、剣道場については300円といたしております。

また、第6条の使用料の免除規定につきましては、これまで照明使用料のみを対象としておりましたが、冷暖房使用料が加わることに伴い、免除の対象に含めることができるよう改正をいたしております。

議案書の53ページに戻っていただきまして、下段、附則ですが、この条例は令和8年2月2日から施行するとするものです。準備及び周知期間を設けて、令和8年2月の第1月曜日であります2日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

新旧対照表のうちの、現行の第5条に使用料許可書交付の際にと記載があるんですけども、新しいほうは、その許可書交付も不要ということになるのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

すみません、ちょっともう一度、御質問のほうをお願いいたします。

○2番（入田伸介君）

新旧対照表の現行は第5条ですが、「照明施設を利用する者は、別表に掲げる照明使用料を許可書交付の際に納入しなければならない」が、改定後は許可書交付という文言がなくなっておるようなんですけども、許可書交付は必要なくなるということなんでしょうか。

○教育課長（佐々木健次君）

今ほどの許可書交付に関する御質問ですが、新旧対照表で申しますと、2ページの第5条の第2項のところにおきまして、前項の使用料は、許可書交付の際に納入しなければならないと定めておりますので、前回、改正前と同様の対応となっております。以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号、鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第74号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第74号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

鬼北町、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等に、指定管理者となる団体の名称、兵庫県多可郡多可町中区森本809番地15、特定非営利活動法人cambio。

3、指定の期間、令和8年1月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

資料として、協定基本協定書（案）をお配りしております。

全員協議会でも事業内容、計画については御説明ありましたが、同社代表取締役の後藤氏は、ジビエペットフード製造において、現在、年間3,000頭分の処理加工を手がけられており、その経営形態、鳥獣被害対策に対する地域貢献度、被害残物を付加価値の高い商品に変えた経歴から、近畿農政局や農林水産省本省からの依頼で、何回も多くの地域で御講演され、さらに近年は、全国から視察に訪れる自治体が増加するなど、この分野の経営者としては、先進的な御活躍をされていらっしゃると思います。

その中で、鬼北町がいち早く、類似した施設整備に取り組んでいることから、その将来性を理解、認識され、事業展開の申請を提出されたものであります。

諸経費高騰のおりの中における決断、申請ということで、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

ここでしばらく休憩をします。

再開を午前10時25分とします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時26分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

今回の指定管理の期日なんですけど、年度途中でございますので、3月末で1回切られるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今回の指定管理の期間につきましては、ほかの指定管理の更新の時期と周期を合わせるために、5年と3か月を予定しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第75号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第75号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）につい

て提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、近永駅舎の設計費用、米・野菜等価格増による給食費負担軽減事業、町単独補助金の追加等をするものであります。

また、歳入につきましては、ふるさと納税を追加補正するほか、事業実施に伴う特定財源の追加補正等をするものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ9,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億6,200万円とするものであります。

また、地方債補正につきましては、過疎対策事業について、限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第75号、一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

なお、昨日、A4縦1枚物の資料、補足資料をお配りしておりますので、そちらも併せて御参照ください。

初めに、歳出予算から説明いたします。

10ページからが歳出予算に、予算書10ページからが歳出予算、失礼しました。9ページからですね。9ページからが歳出予算となります。

今回の補正では、人事院勧告に伴う人件費の補正をいたしておりますが、人件費以外の主なものについて、御説明をいたします。

9ページ以降が歳出となりますが、10ページをお開きください。

2款、1項、5目、財産管理費の12節、伐採業務委託料61万4,000円につきましては、役場前駐車場にあります庭木が病気により倒木のおそれがあるため、伐採する費用となります。

14節、工事請負費の解体工事請負費17万6,000円と、整備工事の165万円につきましては、国道441号改築工事に係ります、大宿権太バス待合所の撤去及び設置に係る経費を計上いたしております。

次に、2款、1項、6目、企画費の7節、報償費750万円につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る経費となります。

同じく、11節、通信運搬費300万円は、返礼品の送料、11節、手数料582万1,000円は、ふるさと納税に係る決済手数料・中間業者手数料となります。

次に、11ページを御覧ください。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の12節、設計委託料599万5,000円につきましては、近永駅駅舎の設計委託料となります。

次に、12ページを御覧ください。

2款、4項、3目、町長及び町議会議員選挙費1節から18節につきましては、事業費の確定により減額をするものであります。

13ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費の22節、負担金等超過交付返納金283万6,000円につきましては、令和6年度障害者医療費国庫負担金の返還金となります。

3款、1項、3目、老人福祉費のうち、19節、老人保護措置費629万7,000円につきましては、養護老人ホームの報酬改定に伴う職員の処遇改善を反映させたものでございます。

それから、3款、2項、1目、児童福祉総務費の22節、すみません、14ページになります。

3款、2項、1目、児童福祉総務費の22節、負担金等超過交付返納金149万6,000円につきましては、令和6年子ども・子育て支援交付金の返還金となります。

次に、15ページを御覧ください。

4款、1項、3目、予防費、12節、予防接種委託料659万1,000円につきましては、医師会からの要望により、新型コロナウイルスワクチンの個人負担額の減少に伴いまして、不足が見込まれる部分を委託料を増額しております。

同目、18節、带状疱疹予防接種補助金259万2,000円につきましては、医師会からの要望により、带状疱疹ワクチンの個人負担を、令和8年度から下げることとなりましたが、その減額分を令和7年度にも反映させることとし、今年度対象者について、差額を補助金として償還する費用を計上しております。

次に、4款、1項、4目、母子保健費、12節、不妊治療助成金200万円は、利用者の増加により増額補正をするものであります。

次に、4款、1項、6目、生活環境費、23節、地域おこし会社設立出資金50万円につきましては、地域おこし会社設立に係る出資金を計上するものであります。

次に、16ページをお開きください。

4款、1項、10目、小規模水道費の18節、南予地方水道水質検査協議会負担金19万5,000円につきましては、水質検査の一部を外部委託したことによる負担金の増額となっております。

次に、4款、2項、1目、じんかい処理費のうち、17節、機械器具費250万1,000円につきましては、資源ごみ、きれいなプラスチックになりますが、資源ごみ回収用プレハブ倉庫の購入費用となります。

続いて、17ページ、5款、1項、3目、農業振興費、12節、委託料、ジビエ施設等指定管理委託料869万2,000円につきましては、減容化施設、ペットフード施設、一時保管施設の指定管理に係る費用となります。

5款、2項、2目、林業振興費の18節、造林事業補助金213万1,000円につきましては、林業事業者が実施をいたします、搬出間伐、作業道開設に係る事業料の増に伴い、増額補正をするものであります。

次に、18ページをお開きください。

7款、1項、1目、土木総務費のうち、18節、県土木建設事業負担金217万1,000円につきましては、県道節安下鍵山線、下鍵山松野線の事業費の増に伴い、増額補正をするものであります。

次に、20ページを御覧ください。

8款、1項、2目、消防施設費の14節、防災行政無線工事請負費34万4,000円につきましては、町道の拡張に伴い、支障となるパンザマストの撤去に係る費用を計上しております。

続いて、21ページを御覧ください。

9款、3項、2目、教育振興費、18節、文化振興補助金45万5,000円につきましては、広見中学校吹奏楽部がこども音楽コンクールに出場することになり、楽器輸送代・バス借上料に対する補助金を計上しております。

それから、9款、4項、2目、公民館費の10節、修繕料473万8,000円につきましては、泉公民館の雨どい、軒天の修繕に係る経費を計上しております。

22ページをお開きください。

9款、4項、4目、文化費の18節、善光寺防災設備補助金17万2,000円につきましては、善光寺の防災システムが落雷により故障しているため、修繕をするに当たって、2分の1を補助するものであります。

それから、9款、5項、2目、給食センター費の18節、給食費負担軽減事業費補助金169万6,000円は、米代・野菜等の高騰により、増額補正をするものであります。

続きまして、23ページの11款、1項、2目、利子につきましては、利率の確定により補正をするものであります。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、予算書7ページをお開きください。

17款、1項、1目、総務費寄附金の1節、ふるさと納税寄附金3,000万円につきましては、決算見込みにより、増額補正をするものであります。

8ページを御覧ください。

20款、5項、1目、雑入のうち、49節、バス待合所移転補償金102万4,000円は、国道441号の工事に係る大宿権太バス待合所の移転に係る補償金であります。

21款、1項、1目、総務債の2節、広域施設整備負担金事業債（過疎）240万円につきましては、リサイクルセンターの地盤補強対策のために、事業費が増額になりましたので、それに伴い、追加計上するものであります。

同目の9節、まちの駅整備事業債590万円につきましては、先ほどの歳出2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業の近永駅設計委託料に係る事業債になります。

最後、21款、1項、4目、農林水産業費、1節のジビエ施設管理事業債1,410万円につきましては、歳出5款、1項、3目、農業振興費のジビエ施設の指定管理料に係る事業債となります。

以上が、歳入の説明となります。

次に、第2表地方債の補正について御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

第2表地方債の補正につきましては、今ほど説明をいたしました、歳出21款の町債につきまして、それぞれ起債の限度額を補正するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じ、となっております。

次に、給与費明細書について御説明をいたしますので、予算書24ページを御覧ください。

まず、1の特別職について御説明いたします。

長等及び議員につきまして、人事院勧告に基づき、期末手当を0.05か月分引き上げております。

次に、25ページを御覧ください。

一般職について御説明いたします。

人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じた補正及び退職、育休等による調整を行うものであります。

人事院勧告につきましては、給与月額の上昇のほか、期末手当と勤勉手当を0.025か月分ずつ引き上げております。

(1) 総括となりますが、職員数は△の3となっておりますが、正職が1名減、会計年度が2名減となっております。

報酬につきましては158万1,000円の増、給料につきましては1,431万7,000円の増。職員手当については1,180万2,000円の増。共済費につきましては577万3,000円の増となっております。

26ページ以降はその内訳となっております。26ページが正職員、27ページが会計年度職員の内訳となっております。

28ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

ページが11ページの近永駅周辺賑わい創出事業費の12節の委託料について、お伺いをしたいと思います。

以前、近永駅につきましては、否決をしたことが、前に提案があった駅について、否決を議会としていたしました経緯がありますが、その中でピントが外れている質問になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思うんですが、その後に近永公民館で懇談会、地元の人たちと懇談会をした折に、大変厳しい意見をたくさん言われました。そういった経緯がある中で、今回、新たに委託料が出ているわけですが、近永駅前の人たち、また、以前やられていました、賑わい創設プロジェクト、そういった人たちの、新聞にも載ったりしましたんで、近永駅の概要は皆さん御存じじゃないかと思うんですが、そういった人たちの意見は聞かれたのかどうかということ、直接この設計委託料には関係ないかもしれませんが、私といたしまして、当時のことを振り返りますと、大変厳しい意見をたくさんいただきましたんで、そのことが反映された、この予算になっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、今後の予定についても教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議会で否決があった後に、私個人としては、もちろん、いろんな方々に御批判、また、どういうことかの説明を求められたこともありますし、あったんですけども、ただ、担当課として、それぞれの事務手続として、どういうふうなことがあったかということについて、それから2番目の質問について、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目いただいた御質問でございますが、近永公民館で開かれた会の折には、私、担当課も含めて参加をさせていただいて、非常に厳しい声があったものと承知をしております。

今回、この設計予算を上げるに当たりまして、事前に候補となる事業者のプレゼンテーション、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施いたしました。当然、その中に、地域、また地域の商工事業者等も入っていただきまして、かなり丁寧に、内容等もお目通しをいただく中で、審査等にも御協力をいただいております。

そういった事務事業を進める中で、地域等の声も聞きながら、今回の事業、設計の予算を計上するに当たり、事業を進めてきたところでございます。

で、もう一点、今まで協力をいただいた、賑わい創出プロジェクトのメンバーさんたちの声も聞いているのかというような御質問だったと思いますが、提案事業者全ての皆さんに対して、仕様で求めておりましたのは、今後設計をしていくに当たり、ワークショップ、賑わい創出プロジェクトのメンバーも含めた人たちの声も酌み上げる、そういった場を設計の段階で会を設定しながら、声を酌み上げていく、そういった流れで進めていくことを条件としておりますので、今後、これまで御協力をいただいたプロジェクトのメンバーさん方にも、そういった中で御支援、御協力をいただきたいと考えているところでございます。

2点目の今後の予定ということでございます。これはあくまでも担当課の粗いスケジュール、今後の予定でございますが、今回、設計予算等をお認めいただきましたら、現在、候補に予定をしております事業者さんと、仕様及び特記事項の確認を再度させていただく中で、早急に契約等をさせていただきたいと考えているところでございます。

契約期間につきましては、繰り越しになろうかとは思いますが、契約日から5月ないし、6月末ぐらいまでを予定しているところでございます。

その中で、建設予算等が固まりましたら、速やかに議会皆様のほうにお諮りをして、

建設予算等について計上をさせていただき、その後入札を経て、まちの駅の完成等を来年度末ぐらいまでで予定をできたらと考えるところでございます。

なお、途中、駅舎の建設に当たり、仮駅舎の関連予算等につきましても、できれば早い段階で、予算等に計上をしたいと考えるとともに、今回、まちの駅の建設につきましても、学校林等も活用をいただきたいというようなお願いをしておりますのでもしそういった具体的に学校林の活用の数量等についても固まりましたら、それらの学校林活用に関わる予算等につきましても、補正予算等で計上をし、議会にお諮りをしたいと考えているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

私、個人として、商工会の幹部OBの方々4名ほどには、話を聞く機会がありましたので、そのときに言われたのは、その当時、議会のほうでは圧迫感があるということがありましたので、その分について提案としては、町として差し控えるべきことがあったというようなところを話し合いました。

逆に、商工会OBの方からは、やはり近永の駅前で、祭りをちゃんと、神輿と牛鬼が回れるようなエリアを確保すべきなんじゃないかなと。それができんのやったら認められんぞと言われましたので、なるべく、今回の分については、コンパクトな部分ということに心がけて設計のプレゼンのときには、そこもしっかりと確認をしたところであります。

プレゼンの中には、広い庭園のように庭をとった部分もあったところもあるんですけども、そこについては、もちろん点数を引いたと、私自身もそういうような感じを受けておりました。

それから費用についても、実際にはその幹部の方には、もうトイレだけ直してもいいんじゃないかという方もいらっしゃったんですけども、駅そのものの耐震性のことを考えると、公共物と今からするとして、利用するとして、しっかりとした耐震設備がないといかんというところから、なるべくシンプルなものにしていきますというところで、今回の設計についても本当にシンプルで、価格設定についても低い部分のところに落札していただいたというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

私といたしましては、前回の否決につきましては本当に苦渋の決断だったと思いますが、近永駅がよりよい駅になるための、そういうことだったんだと思いますので、今後においても、住民の皆さんとよく相談されて、よい駅になるように計画して実行をしていただきたい、そう思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○11番（山本博士君）

7ページ、歳入のほうで、17款、1項、ふるさと納税の寄附金が3,000万増えとるんですが、大変すばらしいなと思って、思っておるんですが、この増える要因は何かということが1点。

それと17ページ、5款、1項、3目ですね。委託料、869万2,000円、ジビエ施設等指定管理委託料、この869万2,000円と、今回、cambioさんに払います、7年3月までの1,141万9,000円があるんですが、関連性はどうかをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

歳入、ふるさと納税分につきましては、企画振興課が、歳出5款につきましては農林課の課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは一点目の、歳入の7ページ、ふるさと納税寄附金につきまして、今回は増額補正をさせていただいたところ、増えた要因等についてというような御質問だったと思います。

昨年度、例年に比べて、かなりちょっとふるさと納税が伸び悩んだ中で、今年度当初につきましては、7,000万程度と、過去一番伸びた金額を目指して予算計上していたところでございます。

今年に入ってから、お米の需要というものがかなりございました。そういったニーズに合わせて、当初の事業者等につきましても、お米の返礼商品等について御協力をいただくよう、早くからお声がけ、支援、御協力等についてお願いをしてきたところでございます。

そういった中、かなり、お米について鬼北町の商品を選んでいただいたことにより、

あるポータルサイトでは鬼北町のお米が上位ページに上がってきた、そういった注目も集めていただいたところもありまして、特にお米について、現状も伸びているような状況でございます。

今年度、ふるさと納税の金額のうち、お米に対して御寄附いただいた、占める割合は58%に上っております。で、11月末時点で粗い試算ではございますが、現在、11月末で6,800万から6,900万のふるさと納税の寄附金額、そういった状況でございます。12月から3月の4か月間で、昨年同等の寄附額等がもし見込める場合は、今回補正をさせていただいた1億に届くぐらいの金額になるのではないかと思いましたので、今回増額補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○農林課長（奥藤幸利君）

予算書17ページの5款、1項、3目、12節、委託料で、ジビエ施設等指定管理委託料についての御質問でございましたが、今回計上しておる869万2,000円と、新たな指定管理者の委託料として予定している1,141万9,000円との関連性というお話でございます。

町では当初予算で545万4,000円の委託料を計上しておりまして、前の指定管理に6か月分、その半分ですね、272万7,000円をお支払いしたところです。その予算残が272万7,000円ございますので、今回計上する869万2,000円と合わせて1,141万9,000円というふうな形で予定をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど程内議員が言われました。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、反対ですか。

○5番（兵頭 稔君）

反対です。11ページの近永駅賑わいの事業の委託料599万5,000円。この前回、一応説明あった建物でやるっていう計画でこれ出されていると思うんですが、それは完全に決まったわけじゃないと思いますので反対させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

はい。賛成討論ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

○9番（程内 覺君）

私は賛成の立場で討論をしたいと思います。以前、先ほど言いましたように、否決の時期もあったんですが、今は、これしっかりした設計をされておるので、1日も早く近永駅の完成を目指してほしいと思っておりますので、賛成をいたします。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第76号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第76号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号) について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、償還金を追加補正し、歳入につきましては、一般会計繰入金、諸収入を追加補正するものであります。この結果、歳入歳出それぞれ133万1,000円を追加し、予算の総額を12億1,355万9,000円とするものであります。詳細につきましては町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第76号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。初めに、歳出予算から説明いたしますので、6ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は113万7,000円を増額するもので、2節から4節の人件費について、職員の給料、職員手当等共済費で人事院勧告により増額を見込むものであります。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、9万円の増額とするもので、2節、3節及び18節は、会計年度任用職員の人件費で、人事院勧告に伴い増額するものです。

続きまして、9款、1項、2目、償還金は22節、負担金等超過交付返納金10万4,000円を計上するもので、過年度の保険給付費等交付金が確定したことに伴い、普通交付金の超過分を返還するため、増額するものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページを御覧ください。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、人事院勧告に伴い、職員給与費等を113万7,000円増額するものです。

続いて、6款、2項、1目、基金繰入金は、国保財政調整基金からの繰入金を9万円増額するものです。

次に、8款、3項、4目雑入は、10万4,000円を増額するもので、令和6年度国民健康保険保険給付費及び普通交付金の確定に伴い、愛媛県国民健康保険団体連合会に支払った保険給付費過払い分の返還を受けることから計上するものです。

続いて、給与費明細書について説明いたしますので、7ページを御覧ください。

一般職、総括、比較の欄を御覧ください。

給料68万9,000円の増額、職員手当39万4,000円の増額、共済費13万5,000円の増額で、それぞれ人事院勧告による人件費の調整によるものです。

なお、その内訳についてはお目通しください。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第77号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第77号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、事業の確定に伴う調整等をいたしております。歳入につきましては、一般会計繰入金の追加補正のほか、事業の確定に伴う調整等をいたしております。この結果、歳入歳出それぞれ150万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,467万3,000円とするものであります。詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第77号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算説明書に基づき説明いたしますので、7ページを御覧ください。

初めに、歳出予算から説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費は188万7,000円を追加補正し、補正後の額を9,021万6,000円とするもので、人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものです。2款、1項、1目、医業費は、17節、備品購入費を38万5,000円減額補正し、補正後の額を1,166万円とするものです。解析付き心電計を購入した不用額の減額によるものです。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、6ページを御覧ください。

4款、1項、1目、他会計繰入金は197万4,000円を追加補正し、補正後の額を4,576万1,000円とするもので、主なものとして、人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものです。

次に、5款、1項、1目、繰越金は、前年度からの決算剰余金確定に伴い7万2,000円を減額するものです。

続きまして、7款、1項、1目、医療施設整備事業債の40万円の減額は、1節、診療機器整備事業債（過疎）の価格確定による減額です。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般職総括の比較欄を御覧ください。報酬3,000円、給料92万2,000円、職員手当75万8,000円、共済費17万9,000円、それぞれ増額するもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。

なお、その内訳についてはお目通しください。

次に、11ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第77号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第78号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第78号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、保険給付費、地域支援事業費を追加補正し、歳入につきましては、国庫支出金及び支払基金交付金について、追加補正するとともに、県支出金及び繰入金等について減額補正いたしております。この結果、歳入歳出それぞれ540万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億751万6,000円とするものであります。詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(谷口美穂君)

議案第78号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御

説明いたします。補正予算説明書に基づき説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1款、1項、1目、一般管理費の1節から4節と18節につきましては、4月の人事異動等、人事院勧告等に伴う人件費等の調整により、12万9,000円を減額しております。

同款、同項、同目、12節、委託料につきましては、介護保険システム改修費117万7,000円を増額補正するものです。これは、給与所得控除の最低保障額の引き上げによる制度変更に対応するものです。よって、1款、1項、1目、一般管理費は104万8,000円を増額補正し、補正後の額を1,992万3,000円とするものです。

次に、1款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、16万8,000円を増額補正し、補正後の額を917万1,000円とし、同じく2目、認定調査費につきましては、14万8,000円を増額補正し、補正後の額を1,701万1,000円とするものです。いずれも、人事院勧告等に伴う人件費等の調整により、増額しております。

8ページをお開きください。

2款、1項、介護サービス費等諸費から同款、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、それぞれの項目について、決算見込みにより不足する見込みの額を減額補正するものです。

次に、3款、1項、1目、一般介護予防事業費につきましては、8万1,000円を増額補正し、補正後の額を297万4,000円とするものです。いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額しております。

次に、3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、45万8,000円を増額補正し、補正後の額を4,111万7,000円とするものです。これは人事院勧告等に伴う人件費と職員の扶養家族等の調整によるものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

4款、国庫負担金から6款、県支出金につきましては、それぞれの項目につきまして、追加交付が見込まれるものを増額し、減額交付が見込まれるものを減額計上したものです。後ほどお目通しください。

8款、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、介護給付費繰入金を43万8,000円増額補正し、補正後の額を1億8,405万6,000円とし、6ページをお

開きください。

3目、地域支援事業繰入金を8万8,000円増額補正し、補正後の額を660万9,000円とし、5目、事業費、一般会計繰入金を127万5,000円を増額補正し、補正後の額を5,704万4,000円とするもので、歳入見込みにより増額するものであります。

同じく8款、2項、基金繰入金につきましては、1,957万円を減額補正し、補正後の額を1,253万8,000円とするもので、歳入見込みにより減額するものであります。

次に、給与費明細書について説明いたします。10ページをお開きください。比較の欄で説明させていただきます。

一般職、総括、比較欄を御覧ください。

報酬1万4,000円、給料92万3,000円の増額、職員手当7万4,000円の減額、共済費5万円を増額するもので、4月の人事異動と人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。

なお、その内訳につきましてはお目通しください。

次に、13ページ、給料及び職員手当の増加、増減額の明細につきましては、一般会計に準じ作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

すみません、訂正をお願いします。

8ページの2款、1項、介護サービス費等諸費のところ、減額補正すると、私、申しましたが、増額補正に訂正させてください。よろしく願いします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第79号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第79号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

収益的支出につきましては、営業費用を63万5,000円減額するとともに、営業外費用を37万4,000円追加し、水道事業費用の補正後の予定額を3億7,704万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について、建設改良費を3,414万1,000円追加し、資本的支出の補正後の予定額を4億3,866万9,000円とするものであります。

収入につきましては、企業債を2,140万、国庫支出金を1,076万5,000円追加し、資本的収入の補正後の予定額を2億6,611万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課長補佐が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

それでは、議案第79号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算説明書に基づき説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費については10万円を増額し、補正後の額を7,742万5,000円とするものです。

人事院勧告会計間異動等に伴う人件費の調整となっております。

7ページをお開きください。

1款、1項、2目、総係費について73万5,000円を減額し、補正後の額を2,746万4,000円とするものです。人事院勧告、会計間異動等に伴う人件費の調整のほか、28節、南予地方水道水質検査協議会負担金を85万2,000円増額しております。水質検査の一部を外部委託したことによる負担金の増額によるものです。

1款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱い諸費について、37万4,000円を増額し、補正後の額を3,071万5,000円とするものです。企業債の借入利息の決定に伴い、不足額を計上しております。

9ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち支出について説明いたします。

1款、1項、1目、排水設備改良費について3,414万1,000円を増額し、補正後の額を2億60万3,000円とするものです。

令和8年度事業の前倒し施行のため14節、委託料について3,260万円を増額、また、人事院勧告会計間異動等に伴う人件費の調整額として、給料、手当、法定福利費154万1,000円を増額するものです。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債について、2,140万円を増額し、補正後の額を1億3,920万円とし、2項、1目、国庫補助金を1,076万5,000円増額し、補正後の額を2,789万3,000円とするものです。これは先ほど説明いたしました委託料の財源となります。

続きまして、10ページになりますが、キャッシュフロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。令和7年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を補正するものです。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の限度額について補正するものです。

第5条では、予算第7条に定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算計上に伴い金額の変更を行うものです。

第6条では、予算第8条に定めている議会の議決を経なければ流用することができ

ない経費のうち、職員給与費について、金額の変更を行うものです。

次に、給与明細書について説明いたしますので、11ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。比較の欄の合計で説明をさせていただきます。

職員数については増減ありません。給与費欄の給与については、29万7,000円の減、手当については12万1,000円の増で、内訳につきましては、下段、職員手当の内訳のとおりですのでお目通し願います。

法定福利費は25万円の増額です。12ページは正職員の内訳、13ページは会計年度任用職員の内訳です。

次に、14ページの2、給与及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

9ページの1款、1項、14目、委託料3,260万円、これは場所はどこになりますか、教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

場所としましては2か所ありまして、1か所が、ひょうたんプールの隣に水源があるんですけど、その場所です。もう1か所は、奈良の保育所裏に近永の浄水場があるんですけど、そちらになります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○11番（山本博士君）

一緒です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○2番（入田伸介君）

10ページ、令和7年度鬼北町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書のうち、未収金が昨年度に比べてかなり減っている記載になっているんですけど、これ何か、具体的にこういうことをして未収金が減ったということがあったら教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

キャッシュフローの未収金につきましては、国庫補助金とかが、企業会計なんで3月末で閉まるんですけど、その後に国庫補助金が入ってくるんですけど、去年は大きな事業があって、かなり、国庫補助金の3月以降、4月以降になって入ってくる部分がありましたので、未収金が多かったんですけど、今年度については、それほど大きくないので、未収金の額が減っている。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第80号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第80号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

収益的支出について、医業費用を1億6,225万5,000円、医業外費用を4万9,000円追加し、病院事業費用の補正後の予定額を1億1,227万3,000円とするものであります。詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第80号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書説明書に基づき説明いたしますので、2ページをお開きください。

収益的支出について説明いたします。1款、1項、1目、給与費については、1億6,225万5,000円を増額し、補正後の額を1億2,856万9,000円とするものであります。これは人事院勧告等に伴う人件費等の調整により増額するものです。

次に、1款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱い諸費については、起債の利率が確定しましたので、4万9,000円を増額補正するものです。詳細につきましては、3ページにお示ししておりますので、お目通しください。

次に、5ページの給与費明細書以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第80号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第81号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第81号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、営業費用を96万9,000円減額するとともに、営業外費用を7,000円追加し、下水道事業費用の補正後の予定額を2億2,431万4,000円とするものであります。

収入については、営業外収益を7,000円追加し、下水道事業収益の補正後の予定額を2億2,528万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について、建設改良費を35万7,000円追加し、資本的支出の補正後の予定額を8,313万2,000円とするものであります。

収入については、企業債を40万円減額するとともに、補助金を35万7,000円、負担金等を40万円追加し、資本的収入の補正後の予定額を8,316万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長補佐が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長補佐（毛利竜一郎君）

それでは、議案第81号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、支出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、3目、処理場費につきましては、農業集落排水分243万9,000円減額し、補正後の額を5,798万3,000円とするものであります。

これは、施設の維持管理費等の決算見込みによりそれぞれ減額するもので、11節、燃料費は、公用車1台がガソリン車から電気自動車に切り替わったことに伴い、ガソリン購入が不要となったため減額するものであります。

14節、委託料は、農業集落排水処理施設における水質検査業務、保守点検業務、日常維持管理業務及び幸田地区高圧電気設備の保安管理業務、これらの契約締結により、金額が確定したことから減額するものであります。

1款、1項、4目、総係費は147万円増額し、補正後の額を4,522万2,000円にするものであります。これは人事院勧告、人事異動及び昇格に伴う農業集落排水施設に係る職員の人件費、決算見込みにより、それぞれ補正するものであります。

1款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱い諸費は、農業集落排水分5,000円減額、浄化槽分は1万2,000円増額、合計7,000円増額し、補正後の額を600万円にするものであります。これは令和6年度に起債申請をして、令和7年3月に借り入れた起債に係る利子の利率が確定したため、補正するものであります。

7ページを御覧ください。

続きまして、収入について御説明いたします。

1款、2項、1目、他会計負担金につきましては、農業集落排水分59万5,000円、浄化槽分1万2,000円、合計60万7,000円増額し、補正後の額を68

3万9,000円とするものであります。これは、先ほど御説明いたしました起債の利息が確定したことによるものと、児童手当の補正によるものであります。

1款、2項、3目、他会計補助金につきましては、農業集落排水分を60万円減額し、補正後の額を2,214万9,000円とするものであります。これは、1款、2項、1目で、一般会計負担金のうち、児童手当分60万円を増額補正することから、財源補填分である一般会計補助金を相殺して減額したものであります。

10ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出について御説明いたします。

1款、1項、1目、管渠建設改良費につきましては、35万7,000円増額し、補正後の額を4,199万4,000円とするものであります。これは、人事院勧告に伴う浄化槽職員に係る人件費の調整額であります。

9ページにお戻りください。

続きまして、収入について御説明いたします。

1款、1項、1目、建設改良債につきましては、40万円減額し、補正後の額を1,580万円とするものであります。これは、工事負担金が入ることに伴い、その分を起債で借ることが不要となるため、減額補正するものであります。

1款、2項、3目、他会計補助金につきましては、35万7,000円増額し、補正後の額を5,980万円とするものであります。これは先ほど御説明いたしました管渠建設改良費の人件費調整に伴う補正であります。

1款、3項、3目、工事負担金につきましては、40万円補正し、補正後の額も40万円とするものであります。これは大宿地区における国道整備工事に伴い、浄化槽を撤去することで発生した補償分を新たに設置する浄化槽の負担金として徴収するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条の予算第3条に定めた収益的収入及び支出、また、第3条の予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきましては、先ほど御説明した内容で予定額を補正するものであります。

2ページを御覧ください。

第4条につきましては、予算第8条に定めた経費、職員給与費の金額を今回の補正

に伴い改めたものであります。

次に、給与費明細書につきまして説明いたしますので、12ページをお開きください。

1、総括について、区分一番下の比較の欄により御説明いたします。

職員数の増減はございません。給与費は給料について、8万1,000円の増。手当については、83万2,000円の増で、その内容につきましては、下段、手当の内訳のとおりであります。

上の表に戻りまして、法定福利費は31万2,000円の増で、合計122万5,000円の増額であります。

なお、2、給料及び手当の増減額の明細以下の各表につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

8ページの1款、3項、14目、14節、242万8,000円の減となって、委託料減となっておりますが、これ前年度と比較して作業量が減ったとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長補佐が答弁いたします。

○環境保全課長補佐（毛利竜一郎君）

先ほどの御質問ですが、施設の管理委託料の減額幅が大きいので従来どおりの契約になっているのかという御質問ではないかと思えますけれども、契約内容としては全く同じもので契約しておりますので、作業内容については従来どおりとなっております。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第81号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第18、同意第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、同意第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

令和8年2月22日をもって鬼北町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるので、後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字生田42番地1、西川鈴香。住所、鬼北町大字下鍵山753番地、上田 司。住所、鬼北町大字近永1528番地4、藤田博淳。生年月日は御覧のとおりでございます。

選任する3人につきましては、それぞれ地域の人望も厚く、人格、見識ともに優れており、固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただける人材であると確信して

いるところであります。

以上、御同意いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから、同意第7号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

西川鈴香君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、西川鈴香君に同意することに決定いたしました。

○議長（芝 照雄君）

次に、上田 司君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、上田 司君に同意することに決定いたしました。

○議長（芝 照雄君）

次に、藤田博淳君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、藤田博淳君に同意することに決定いたしました。

日程第19、同意第8号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、同意第8号、鬼北町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

令和8年2月23日をもって、鬼北町教育委員会の五島 暁委員の任期が満了となるので、後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字下大野505番地、氏名、五島 暁、生年月日は御覧のとおりでございます。

再任となります、五島 暁氏は、過去に鬼北町スポーツ推進委員、三島小学校PTA会長及び鬼北町PTA連合会副会長を務められ、教育現場にも精通しておられます。

また、令和4年2月24日の教育委員就任以来今日まで、本町の教育行政に多大なる御貢献をいただき、青少年の健全育成及び社会体育の推進に尽力され、人格、識見ともに優れ、地域住民の信望も厚いことから、本職に適任であると確信いたしております。

以上、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから、同意第8号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

五島 暁君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、五島 暁君に同意することに決定いたしました。

日程第20、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第20、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中も、なお引き続き調査が実施できるよう、所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長並びに、議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長並びに、議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和7年第4回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました議案につきましては、原案どおり議決いただき、誠にありがとうございました。

さて、高市内閣が発足して2か月余りが過ぎました。本国会において、補正予算が提出され、本日、参議院で審議されております。

この予算には、2兆円規模の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が盛り込まれております。

町においても、物価高騰対策の補正予算をできるだけ速やかに編成してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、今後とも引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

現在、愛媛県内全体、鬼北町内においてもインフルエンザが流行しております。感染には十分御留意いただき、健やかな年末年始を過ごされますようお願い申し上げます。令和7年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

（午前11時50分 閉会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）